区域外避難者への住宅無償提供打ち切りに反対する会長声明

- 1 福島県は、本年6月15日、現時点での避難指示区域外からの避難者(以下、「区域外避難者」という。)に対する災害救助法に基づく避難先の住宅供与を、平成29年3月で打ち切る方針を公表した。
- 2 福島第一原発事故の影響により、福島県内から全国へ避難している 方の数は、事故から4年以上が経過した本年6月11日の時点でも4 万5000人以上にも上り、そのうち3万3000人以上の方が、災 害救助法に基づく応急仮設住宅や公営住宅・民間借り上げ住宅に居住 している。

そして、本年7月1日の時点での群馬県内への避難者数は、128 0人であり、そのうち883人もの方が、公営住宅・民間借り上げ住 宅(以下「みなし仮設住宅」という。)に避難している。

このうち今回の方針の対象となる区域外避難者の正確な数は明らかでないが,今回の方針が区域外避難者に与える影響は計り知れない。

- 3 すなわち、避難者は、自己及び家族の健康を守る一心で、自宅、仕事、友人、家族、まさに文字どおり生活の糧と故郷の全てを失って避難してきており、その生活の再建には多くの労力、時間、そして費用がかかり、避難者の精神的及び経済的負担は相当なものである。しかし、避難者に対してはこれまで、東京電力に対する直接請求、ADR制度(原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介手続申立制度)を利用した損害の賠償が行われてきたが、避難者の生活の現状に鑑みると極めて不十分な賠償しか行われておらず、避難者の経済的損害の填補は遅々として進んでいない。
- 4 福島県が平成27年4月27日に公表した避難者意向調査において も,区域外避難者の58.8%が仮設住宅での避難生活を余儀なくさ

れており、46.5%が入居期間の延長を求めている(前年度から2.5%増)。延長を求める理由として、58.3%が生活資金の不安を、56%が放射線による人体への影響という不安を挙げ、「よく眠れない」、「何事も以前より楽しめなくなった」という心身の不調を訴える回答も増加している。また、調査の回答数自体をみても、区域外避難者からの回答は37%も増加している(避難指示区域避難者の回答は20%減少)。

これは、今回の方針が区域外避難者の意向に反していることを如実に示している。

5 人にとって「衣食住」とは生活の根幹である。今,経済的余力のない区域外避難者から「住」を奪えば、区域外避難者の多くは生活が立ち行かなくなり、区域外避難者に避難を断念させ、意に反した帰還を迫ることになる。

しかし、子ども・被災者支援法は、「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと」(1条1項)から、「被災者一人一人が・・・居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう・・・支援するものでなければならない」(2条2項)と規定している。今回の福島県の方針は、同法の趣旨に明らかに反するものであるとともに、区域外避難者の幸福追求権(憲法13条)、生存権(憲法25条)を実質的に侵害するものである。

5 さらに、今回、福島県は、住宅の無償提供に代わりうる具体的な支援策を何ら示すことなく、一方的に打ち切りの方針を公表したもので、 区域外避難者は先を見通すことができない不安に打ちひしがれている。 この度の福島県と国の対応は、原発事故の収束を急ぎたいが余り、 放射線被ばくに対する科学的知見が確立しておらず、避難が長期化せ ざるを得ないという原子力災害の特殊性,避難者らの生活の実態を全 く理解せずに行ったものと非難せざるを得ない。

6 よって、当会は、福島県に対し、区域外避難者への避難先での住宅の無償提供を平成29年3月で打ち切るという方針を撤回し、同年4月以降も期間延長することを決定するよう求める。

また、現在、この住宅の無償提供は、国が財源を確保することによって、事実上、福島県に財政上の負担をさせないという運用がとられている。そこで、当会は、国に対し、住宅無償提供の財源を、引き続き確保するよう求める。

以 上 平成27年8月21日 群馬弁護士会会長 橋 爪 健